

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び業者の住所

矢田工業株式会社
福島県郡山市西田町鬼生田字阿広木1

2. 指名停止措置期間

平成26年4月14日から平成26年5月25日まで（6週間）

3. 指名停止措置の範囲

東北森林管理局管内

4. 事実概要：

矢田工業株式会社は、東北農政局発注の和賀中部農業水利事業和賀川水管橋上部工製作据付その他建設工事において、既設橋脚の耐震補強を行う際に、契約図面上では既設橋脚部と打ち足しコンクリートを含めてアンカー鉄筋を88cm定着させることとしたものの、定着長の施工実績が29cmであったことが判明し、東北農政局より過失による粗雑な工事と認められるとして6週間の指名停止を受けた。

5. 指名停止措置理由：

上記のことは、「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」別表第1当該部局の管轄区域内において生じた事故に基づく措置基準 第3号（過失による粗雑工事）に該当し、契約相手方として不適当と認められるため、本件については6週間の指名停止措置とするものである。

〈工事請負契約指名停止等措置要領の制定について〉

別表第1 当該部局の管轄区域内において生じた事故に基づく措置基準

措置要件
(過失による粗雑工事)
3 当該部局の管轄区域内における工事で前号に掲げるもの以外のものの施工に当り、過失により工事を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。

問い合わせ先
東北森林管理局
秋田県秋田市中通5-9-16
総務企画部 経理課長 剣持 賢一 電話018-836-2070